

執筆者:

E-mail☒ [平尾 覚](#)E-mail☒ [稲垣 弘則](#)E-mail☒ [廣瀬 香](#)E-mail☒ [岩谷 雄介](#)E-mail☒ [堤 直久](#)

NFT のランダム型販売等に関する 2 つのガイドラインの策定

本年 9 月及び 10 月、NFT のランダム型販売・二次流通市場の併設に関するガイドラインが相次いで策定されました。1 つは、本年 9 月 20 日にスポーツエコシステム推進協議会(以下、「C-SEP」といいます。)¹が公表した「スポーツコンテンツを活用した NFT のパッケージ販売と二次流通市場の併設に関するガイドライン」(以下、「C-SEP ガイドライン」といいます。)であり、もう 1 つは、当事務所の平尾覚弁護士、稲垣弘則弁護士らが作成メンバーとなり、本年 10 月 12 日に C-SEP 及び複数のブロックチェーン業界団体が合同で発表した、「NFT のランダム型販売に関するガイドライン」(以下、「合同ガイドライン」といいます。)です。

NFT のランダム型販売(提供される NFT がランダムに決定される販売方式をいい、ガチャ販売、パッケージ販売、リビール販売及びランダムジェネレーション販売の方式を含みます。以下同じです。)及び二次流通市場の併設に関しては、賭博該当性の懸念の法的評価や、これらを巡る法的問題について、従前から議論があったところです。近時は、政界でも議論が活発化しており、本年 4 月 26 日には、自民党デジタル社会推進本部から「デジタル・ニッポン 2022～デジタルによる新しい資本主義への挑戦～」別添 1.「NFT ホワイトペーパー Web3.0 時代を見据えたわが国の NFT 戦略」(同本部 NFT 政策検討プロジェクトチーム(現・Web3 プロジェクトチーム)が作成。以下「NFT ホワイトペーパー」といいます。)が公表されました。NFT ホワイトペーパーでは、ランダム型販売と二次流通市場を組み合わせた NFT ビジネスの賭博該当性について、「関係省庁において、少なくとも一定の事業形態が賭博に該当しないことを明確に示すべき。」とした上で、「ランダム型販売や二次流通市場を利用して NFT を購入する消費者を保護する観点からのルール整備は別途検討を進めるべきであり、関係省庁の見解を踏まえた事業者におけるガイドラインの策定等が行われることが期待される。」旨が記載されています。今回ご紹介する両ガイドラインは、NFT ホワイトペーパーからの事業者によるガイドライン策定の要請を踏まえる形で、民間の業界団体によりそれぞれ策定されたものです。

両ガイドラインは、一定の種類の取引に関する法的な考え方を示すとともに、対象となる事業者において留意すべき点・回避すべき点などを整理し、NFT ビジネスの健全な発展を目指すものです。両ガイドラインの内容は相当程度共通していますが、適用範囲等において差異も見られます。

本稿では、両ガイドラインについて、それぞれの策定経緯及び概要をご紹介します上で、事業者が本ガイドラインに基づいてビジネスを進める上での留意点について検討します。

1. C-SEP ガイドライン

(1) 策定経緯

近年、米国では、Dapper Labs, Inc.(以下「Dapper Labs 社」といいます。)が提供する NBA Top Shot と呼ばれるサービスが人

¹ C-SEP は、スポーツデータの活用やスポーツベッティング、ファンタジースポーツ、NFT やスポーツトークン等スポーツ DX による新規収益源の創出と、スポーツ振興や社会課題解決に向けた資金循環システムの構築によるエコシステムの形成・推進を目的とした団体です。なお、2022 年 10 月 24 日時点で、計 92 社が参画しています。<https://www.c-sep.jp/>参照。

気を博しています²。しかし、日本においては、NBA Top Shot のように、NFT のパッケージ販売³と二次流通市場⁴の提供が組み合わせられたサービスを提供した場合には、賭博罪(刑法第 185 条及び同法 186 条 1 項)が成立し得るのではないかと懸念が生じたことで、NFT のパッケージ販売と二次流通市場を併設したサービスの提供を躊躇する事業者も多く、スポーツ産業における NFT を活用したビジネスの発展が大きく阻害されています。また、二次流通市場から得られる収益の法的性質、引退・移籍した選手に対する収益還元方法など、NFT の販売及び二次流通市場からの収益をスポーツ団体や選手に還元する際の権利関係やルールが十分に整理されていない面もあり、事業者が、NBA Top Shot のように、選手の肖像等を含むスポーツコンテンツを活用した NFT の二次流通サービスを展開しにくい要因となっています。

このような状況に鑑み、C-SEP は、C-SEP の理事企業、外部有識者(プロスポーツ団体に所属する複数の NFT 事業担当者及び学識者を含みます。)、オブザーバーとしての経済産業省商務サービスグループスポーツ産業室(以下「**経産省スポーツ産業室**」といいます。)及び C-SEP 事務局によるワーキンググループでの議論のほか、個別にブロックチェーン業界団体及びゲーム業界団体との意見交換等を実施してきました。前記 NBA Top Shot に類似したサービス(NFT のパッケージ販売と二次流通市場の提供が組み合わせられたサービス)の賭博該当性については、元々、経済産業省及びスポーツ庁が共同開催した「スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会」においても議題として取り扱われ、東京大学大学院法学政治学研究所の橋爪隆教授がゲストスピーカーとなり、同教授による「賭博罪をめぐる論点について」と題する意見書も踏まえて議論されてきました^{5 6}。C-SEP は、更に論点を深掘るべく、上記のワーキンググループに同教授を招聘し議論を重ねてきました。そして、今般、それらの結果を取り纏め、2022 年 9 月 20 日に、「スポーツコンテンツを活用した NFT のパッケージ販売と二次流通市場の併設に関するガイドライン」(C-SEP ガイドライン)を公表しました⁷。

(2) 概要

ア 目的

C-SEP ガイドラインは、スポーツコンテンツを活用した NFT のパッケージ販売と、二次流通市場を併設した NBA Top Shot に類似するサービス提供について、賭博該当性や二次流通市場からの収益還元に関する法的整理を行うと共に、消費者保護に配慮した国内で展開可能と考えられるビジネスモデルを提示することで、スポーツ産業における NFT ビジネスの健全な発展とスポーツ団体・選手に対する適切な資金循環の実現を目指すことを目的としています。

イ 適用範囲(スコープ)

C-SEP ガイドラインは、スポーツ選手の肖像等を利用した画像、試合映像の一部を切り取ったプレー動画等の NFT のパッケー

² 「モーメント(Moments)」と呼ばれる NBA 選手のプレー動画等の NFT をランダムに含めたパッケージを販売するサービスで、同社は二次流通市場も運営しています。人気選手のモーメントの中には、二次流通市場で 1,000 万円以上の高額で転売されたものもあります。

³ 複数の NFT をランダムに組み合わせて中身が分からない状態で販売する NFT の販売形式をいいます。

⁴ パッケージ販売を行う事業者が運営・管理するものをいいます。

⁵ https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sports_content/005.html

⁶ 当事務所においても、平尾覚弁護士、稲垣弘則弁護士、小幡真之弁護士による「NBA Top Shot と類似したサービスの提供と賭博罪の成否について」と題する意見書を提出しています(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sports_content/pdf/005_04_00.pdf)。なお、本論点については、過去のニューズレターでもご紹介しております(平尾覚=稲垣弘則=小幡真之「NFT を用いたランダム型販売と二次流通市場の併設に関する賭博罪の成否 - NFT ホワイトペーパー(案)を踏まえて -」(西村あさひ法律事務所 スポーツビジネス・ロー・ニューズレター2022 年 4 月 1 日号))。

⁷ <https://www.c-sep.jp/2022/09/20/2022-09-20-nft-ガイドラインの公表>参照。なお、C-SEP ガイドラインは、あくまでも事業者が NBA Top Shot に類似するサービスを提供する際に、刑法上の賭博罪や消費者保護の観点から遵守すべき事項を定めたものであり、金融商品取引法、資金決済法その他の法令の適合性については、事業者において別途確認する必要があります。

ジ販売と二次流通市場を併設する国内におけるサービス全般を適用範囲としています⁸。

ウ 賭博該当性の考え方

(ア) NFT 全般に関する考え方

C-SEP ガイドラインは、以下の理由から、一次流通市場における NFT の価値について、基本的には販売会社等が決定した実際の販売価格を基準に考えるのが相当であるとの見解を示しています。

- ・ 刑法 185 条及び同法 186 条 1 項における「賭博」とは、偶然の勝敗に関して、財物を賭けその得喪を争う場合をいう。この点、「得喪を争う」とは、勝者が財物を得て敗者は財物を失うという相互的得喪の関係になければならず、当事者の一方が財物を失うことがない場合は、財物の「得喪を争う」ものとはいえないと考えられている。
- ・ NFT は、個々の販売会社等がその個性(当該 NFT が表章する権利やコンテンツ等)に着目して独自に発行するものであり、一次流通市場における販売価格は、販売会社等が需給状況等を総合的に踏まえて自らの裁量により決定している。そのため、NFT は、いわゆる市場価格が観念できる商品や、法定通貨等に価値を連動させるステーブルコイン等とは異なり、実際の販売行為における価格設定以外に、その価値を算定するに当たっての客観的な指標は見出し難い。

(イ) NBA Top Shot に関する考え方

C-SEP ガイドラインは、特に、NBA Top Shot のサービス⁹の賭博該当性について、次のとおり説明し、刑法上の賭博の構成要件のうち財物の「得喪を争う」関係がないとの見解を示しています。また、この「財物を賭けその得喪を争うこと」の該当性に関しては、NBA Top Shot が採用しているパッケージ販売に限定されるものではなく、ランダム型販売全般においても妥当するものであることを明らかにしています。

- ・ NBA Top Shot のサービスの賭博該当性は、Dapper Labs 社とユーザーとの間、ユーザー相互間でそれぞれ問題となる。
- ・ Dapper Labs 社とユーザーとの間では、Dapper Labs 社は自らが設定した販売価格に相当する金額の金銭(財物)を得ており、ユーザーも Dapper Labs 社に支払った金額に相当する価値を有するモーメント(財物)を得ている。これは、通常の売買と何ら変わるものでなく、Dapper Labs 社とユーザーのいずれも財物を失っていないため、財物の「得喪を争う」関係は生じないと考えられる。
- ・ ユーザー相互間について検討すると、あるユーザーが拠出した金銭が他のユーザーに移転するような関係にある場合は財物の「得喪を争う」関係が生じたとも考え得るところ、NBA Top Shot のサービスにおいてそのような関係は生じておらず、Dapper Labs 社とユーザーとの間においても、ユーザー相互間においても、財物の「得喪を争う」関係は生じていないと考えられる。

エ 消費者保護

NFT のパッケージ販売と二次流通市場を併設した場合、二次流通市場で高額で取引される可能性のある希少性の高い NFT がパッケージに含まれることが想定され、サービス内容や二次流通市場での取引金額等によっては、消費者の射幸心が過度に煽られ、未成年者を含む消費者被害に発展しかねません。特に、スマートフォンゲームを運営する事業者が、電子くじで得られたアイテム等を換金するシステムを提供する場合には、消費者の射幸心が煽られ、中でも未成年者による高額課金が急増したことが社会問題となったことを背景に、消費者委員会¹⁰が、2016 年 9 月 20 日に、「スマホゲームに関する消費者問題についての意見～注視すべき観点～」を公表し¹¹、消費者保護の観点から事業者が取り組むべき事項が整理されています。

⁸ なお、同ガイドラインでは、適用対象となる事業者が、リーグ又は球団・クラブから選手の肖像、試合映像等の利用に係るライセンスを取得していることが前提となっています。

⁹ NBA Top Shot のサービスの概要は、前掲注 8・C-SEP ガイドライン 3 頁に記載されています。

¹⁰ 各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明(建議等)を行うことなどを目的とし、2009 年 9 月に内閣府に設置された会議体です。<https://www.cao.go.jp/consumer/about/>参照。

¹¹ https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2016/0920_iken.html

C-SEP ガイドラインは、事業者としては、消費者委員会の公表内容や、消費者庁インターネット消費者取引連絡会の動向も踏まえつつ、賭博罪の保護法益や消費者保護の観点に十分に配慮したビジネスモデルを設計する必要があると指摘しています。

オ 国内で適法に展開可能と考えられるビジネス類型

C-SEP ガイドラインは、下記①～③を内容とする(NBA Top Shot に類似する)サービスについて、一定の消費者保護への配慮¹²が行われることを前提に、国内で適法に展開可能と考えられるビジネスモデルと整理しています。

- ① 選手のプレー動画等の NFT をユーザーにパッケージ販売する。NFT はその希少性によって種類が分けられており、各パッケージには、どの種類の NFT がいくつ含まれるかが明示されている。どの種類の NFT がどの程度含まれるかによってパッケージの価格は異なる。
- ② ユーザーは、事業者が運営・管理する二次流通市場において、自身の保有する NFT を転売し、換金することができる。取引価格は、ユーザーが自由に設定できる。事業者は転売の際の取引金額の一定割合を手数料として徴収する。なお、ユーザーは、二次流通市場においてパッケージ販売をすることはできない。
- ③ 事業者が二次流通市場で NFT を販売することはなく、パッケージに含まれる NFT をユーザーから買い取ることもない。

カ 二次流通市場からの収益還元に関する権利関係

C-SEP ガイドラインは、二次流通市場からの収益還元に関する権利関係について、次のような考え方を示しています。

- ・ 二次流通市場においてユーザー同士で NFT の取引が行われる場合も、事業者による NFT の販売と同様に、肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする行為であるといえるため、選手のパブリシティ権(個人の氏名や肖像等が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利)を利用する側面も有すると考えられる。ただし、選手の肖像権やパブリシティ権の取扱いについては、各スポーツリーグの規約等によって合意されるものであり、必ずしも当該スポーツリーグの選手会に対してパブリシティ権利用の対価が直接還元されなければならないわけではない。
- ・ NFT の二次流通後に対象となる選手(所属球団・クラブとの間でパブリシティ権を球団・クラブが管理する内容等の選手契約を締結している選手)が引退・移籍した場合、所属球団・クラブとの選手契約が終了し、当該選手の所属元であった球団・クラブが引退・移籍後も二次流通市場からの収益を受領する法的根拠が失われるが、選手契約の内容によっては、選手の引退・移籍後も所属元の球団・クラブが収益を受領できる場合がある。

加えて、C-SEP ガイドラインは、事業者は、二次流通市場からの収益に関する権利関係に配慮し、適切にスポーツ団体・選手に対する資金循環を実現するビジネスモデルを設計する必要があると述べた上で、留意点を付記しています。

キ C-SEP ガイドラインに関する留意点

C-SEP ガイドラインは、スポーツコンテンツを活用した NFT のパッケージ販売と二次流通市場を併設したサービスに関する適法なビジネス類型を整理したものであり、①あくまでもスポーツコンテンツを活用した NFT に限定しており、例えば NFT ゲームのような領域については適用対象外であること、②賭博罪の構成要件である財物の「得喪を争う」への該当性については、パッケージ販売のみならず、ランダム型販売全般について、C-SEP ガイドラインと同様の理論が妥当するとしつつも、消費者保護の考え方については個別の販売類型ごとに検討されるべきであるため、適法なビジネス類型か否かの判断についてはパッケージ販売のみに限定していることに、事業者は留意する必要があります。

また、二次流通市場で一次流通市場の販売事業者が NFT を買取又は販売する場合に賭博該当性のリスクが生じることには特に留意する必要があると共に、パッケージに含まれるモーメントについて、別途単価を設定して一次流通市場でユーザーに販売する場合(以下「**バラ売り販売**」といいます。)は、賭博該当性について慎重な判断が必要になるため¹³、適法なビジネスモデルを

¹² どのような配慮を要するかは、前掲注 8・C-SEP ガイドライン 8 頁に記載されています。

¹³ バラ売り販売の場合、一次流通市場の事業者が設定した NFT の単価が複数観念されることとなります。当該 NFT と同一の NFT についてパッケージ販売の販売価格を設定する際に基礎とした単価と、当該 NFT のバラ売り販売の単価が乖離する場合には、ユーザーが取得した NFT がパッケージの販売価格に相当するものといえないのではないかと疑義を生じさせるおそれがあり、賭博罪の該当性に慎重な判断が必要となります。

慎重に検討する必要があります。

2. 合同ガイドライン

(1) 策定経緯

上記 1.の通り、C-SEP ガイドラインは、スポーツコンテンツを活用した NFT のパッケージ販売と二次流通市場を併設したサービスに関して適法と考えられるビジネス類型を整理したのですが、合同ガイドラインは、より広く、(スポーツコンテンツを活用するか否かにかかわらず、また、パッケージ販売だけでなく)「NFT のランダム型販売と二次流通市場を併設するサービス」に関する賭博罪(刑法第 185 条及び同法 186 条 1 項)の成否及び適法と考えられるビジネス類型を整理したものととなります。

合同ガイドラインは、C-SEP ガイドラインが、ワーキンググループにおいて経産省スポーツ産業室や橋爪隆教授をはじめとした有識者による慎重な検討がなされた結果作成されたものであることを踏まえ、これを参考にして、一般社団法人 Japan Contents Blockchain Initiative(JCBI)、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)、一般社団法人日本ブロックチェーン協会(JBA)、一般社団法人ブロックチェーン推進協会(BCCC)及びスポーツエコシステム推進協議会(C-SEP)が合同で作成し、2022 年 10 月 12 日に公表されたものです。

合同ガイドラインは、C-SEP ガイドラインが、「スポーツコンテンツを活用した NFT のパッケージ販売と二次流通市場の併設」という限定されたスコープを前提としたものであるのに対して、「NFT のランダム型販売と二次流通市場を併設するサービス」という NFT ゲーム等を含める形でスコープを広げる形になっています。2016 年 9 月 20 日にスマホゲームを対象に公表された消費者委員会の意見を踏まえると、NFT ゲームをスコープに含めるサービスの賭博該当性については慎重に検討する必要がありますが、上記 1.の通り、賭博罪の構成要件である財物の「得喪を争う」への該当性については、パッケージ販売のみならず、ランダム型販売全般について C-SEP ガイドラインと同様の理論が妥当すると考えられます。このため、合同ガイドラインは、C-SEP ガイドラインを参考にしつつ、合同ガイドライン作成メンバーである弁護士らのさらなる慎重な議論を経て策定されています。

(2) 概要

ア 目的

合同ガイドラインは、NFT ビジネスの健全な発展を目的として、上記 1.(2)オで紹介した C-SEP ガイドラインの整理を参考としつつ、NFT のランダム型販売について賭博に該当しないと考えられる類型を整理するとともに、消費者保護の観点から事業者が配慮すべき事項を示すため作成されたものです。

イ 適用範囲(スコープ)

上記のとおり、ランダム型販売には、ガチャ販売、パッケージ販売、リビール販売、ランダムジェネレーション販売等の販売方式がありますが、合同ガイドラインは、パッケージ販売以外のランダム型販売を主たる適用範囲としています¹⁴。

ウ 賭博該当性の考え方

合同ガイドラインは、NFT のランダム型販売に関する賭博該当性について、以下のような考え方を示しています。

(ア) 原則

原則として、通常の物品の販売と同様、販売会社は実際の販売価格に相当する金額の金銭等(財物)を得て、ユーザーは実際に支払った金額に相当する価値を有する NFT(財物)を得ることになるといえるため、勝者が財物を得て敗者は財物を失うという相互得喪の関係は認められず、財物の「得喪を争う」関係は生じないと考えられます。また、ユーザー間についても、NBA

¹⁴ パッケージ販売は、上記 1.(2)オで紹介した C-SEP ガイドラインにより整理が行われているため、合同ガイドラインの検討対象から除外されています。

Top Shot と同様に、原則として、両者間で代金について合意した場合にのみ実行されることから、勝者が財物を得て敗者は財物を失うという相互得喪の関係になることはなく、財物の「得喪を争う」関係は生じません。

もっとも、下記のとおり、①販売会社が二次流通市場を併設する場合及び②一次流通市場において別途の販売価格を設定する場合には、販売会社とユーザーの間に財物の「得喪を争う」関係が成立する可能性があるため、慎重な検討が必要となります。

(イ) ①販売会社が二次流通市場を併設する場合

販売会社が NFT の二次流通市場を併設していた場合でも、一次流通市場における取引が販売会社とユーザーとの間の取引であるのに対し、二次流通市場における取引はユーザー間の取引であり、取引の主体が異なります。したがって、販売会社とユーザーとの間の関係について賭博該当性を検討する際に、二次流通市場を一体としてみることは妥当ではないと考えられます。また、二次流通市場における価格形成は、一次流通市場において NFT を販売する際の価格設定とは別個の事情に基づいて行われるものであり、一次流通市場における販売会社による価格設定と直接結びつくものではありません。したがって、一次流通市場の価格設定の問題と二次流通市場の価格形成の問題とを混同すべきではなく、販売会社が設けた二次流通市場で転売価格が形成されていたとしてもなお、原則として、販売会社とユーザーの間に財物の「得喪を争う」関係は成立しない可能性が高いと考えられます。

もっとも、販売会社が、二次流通市場において買取価格や転売価格を設定して自ら買取や転売を行うスキームを組んだ場合、販売会社とユーザーとの間の一次流通市場における取引と二次流通市場における取引とを一体のものとして考える余地が生まれます。この場合、両当事者間に財物の「得喪を争う」関係が観念される可能性があるため、このようなスキームは避けるべきです。

(ウ) ②一次流通市場において別途の販売価格を設定する場合

ランダム型販売で出現する NFT について、販売会社が別途の販売価格を設定してユーザーに販売する場合で、当該販売価格がランダム型販売の販売価格と別途の販売価格が存在し、かつそれらが乖離すると、ユーザーは販売会社に支払った金額に相当する価値の NFT(財物)を得ていない、又は、販売会社は販売価格に相当する金額の金銭等(財物)を得ていないとして、販売会社とユーザーとの間に財物の「得喪を争う」関係があると評価されるおそれがあります。したがって、販売会社が別途の販売価格を設定する場合、(a)ランダム型販売で出現する NFT をレアリティ等を問わずすべて同じ価格で別途販売するか、(b)レアリティ等により別途販売価格に差異を設ける場合には、ランダム型販売の販売価格が、別途販売価格のうち最も低い価格を超えないようにする等、価格設定に関して慎重な検討が必要となります¹⁵。

エ 消費者保護

NFT のランダム型販売は、目当ての NFT を取得できるまでの課金額が高額化するおそれがあり、または投機目的での購入によって課金額が高額化するおそれがあります。合同ガイドラインは、NFT のランダム型販売において、消費者の射幸心が過度に煽られるような手法とならないよう、また、販売条件等に関して不正確な情報が伝わることで消費者の合理的な選択が阻害されないよう、一定の配慮を行うことが適切であるとの見解を示しています。

加えて、合同ガイドラインは、未成年者に対する NFT のランダム型販売について、未成年者の保護の観点から、親権者の同意が必要である旨をサービス利用規約に規定すること等を通じ、利用者が親権者の同意を取得するよう促したり、課金上限を設定したりする等の配慮を行うことが望ましいとしています。

オ 本ガイドラインに関する留意点

上記(1)のとおり、合同ガイドラインは、C-SEP ガイドラインが、「スポーツコンテンツを活用した NFT のパッケージ販売と二次流通市場の併設」という限定されたスコープを前提としたものであるのに対して、「NFT のランダム型販売と二次流通市場を併設するサービス」という NFT ゲーム等を含める形でスコープを広げる形になっています。

C-SEP ガイドラインに関しては、ワーキンググループにおける有識者らとの慎重な議論を行い策定された一方で、合同ガイドラ

¹⁵ 具体的事例の検討については、合同ガイドラインの脚注 7 及び脚注 8 をご参照ください。

インにおいては弁護士を中心に議論が行われており、策定過程に違いがみられるものの、合同ガイドラインが C-SEP ガイドラインの内容を参考に作成されていることを踏まえると、事業者が依拠するにあたっての信頼性に違いはないと考えられます。

もっとも、合同ガイドラインについては C-SEP ガイドラインに比べてスコープが広がっているため、あらゆるビジネスタイプの適法性を完全にカバーすることができていないことから、事業者としてはサービスの適法性の判断に迷う場合が比較的多く生じるように思われます。賭博該当性は刑罰を伴うリスクである以上、事業者としては、合同ガイドラインの正確な確認・理解が必要であることはもちろんのこと、合同ガイドラインで適法なビジネス類型として整理されている場合でも、個別のサービスを注意深く設計することが必要であると考えられます。

3. おわりに

以上のとおり、C-SEP ガイドライン及び合同ガイドラインの公表によって、NFT 活用の可能性は更に広がったと評価することができると考えられます。もっとも、前回のニュースレターでもご紹介したとおり、日本でいう「ガチャ」に類する「ルートボックス」機能を備えた一部の NFT ゲームについて、ベルギーでは賭博に該当するとの評価が示されており、オランダでもルートボックス規制を求める動議が国会に提出されるなどの動きが出ています¹⁶。

このような世界の動向や、2016年9月20日にスマホゲームを対象に公表された消費者委員会の意見等を踏まえると、事業者としては今回の両ガイドラインのスコープを正しく確認・理解した上で、当該スコープから少しでも逸脱したサービスを開始することを検討する場合や、当該スコープ内であっても個別のサービスの適法性に関して少しでも疑義が生じた場合には、弁護士等の専門家のアドバイスの下、慎重な対応を行うことが望ましいと考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹⁶ 平尾覚=稲垣弘則=廣瀬香=岩谷雄介「最近のスポーツビジネス・ローに係るトピックについて」(西村あさひ法律事務所 スポーツビジネス・ロー・ニュースレター2022年9月6日号)